

日常生活用具一覽

種目	品目	障害及び程度	性能	基準額 (単位:円)	耐用 年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害2級以上 (常時介護を要する者に限り、原則学齢児以上の者とする。)	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8
	特殊マット	・下肢又は体幹機能障害2級以上 (常時介護を要する者に限り、原則学齢児以上の者とする。)	褥瘡の防止をできる機能を有するもの	90,000	8
	失禁防水シート	・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・療育手帳A ・精神障害者手帳1級 ※いずれも常時介護を要する者に限り、原則3歳以上の者とする。	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	7,000	3
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者で、原則学齢児以上の者とする。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	・下肢又は体幹機能障害1級(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限り、原則学齢児以上の者とする。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	・下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限り、原則学齢時以上の者とする。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害2級以上 (常時介護を要する者で、原則3歳以上の者とする。)	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	250,000	10
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢または体幹機能障害者(入浴に介助を必要とする者で、原則3歳以上の者とする。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	・下肢又は体幹機能障害2級以上 (原則学齢児以上の者)	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850 (手すりがついていない場合は4,450)	8
	T字状・棒状の杖	・下肢又は体幹機能障害(原則学齢児以上の者とする。)	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3,150	3
	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則学齢児以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
	頭部保護帽	・下肢又は体幹機能障害で頻繁に転倒する者 ・療育手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3
	特殊便器	・上肢障害2級以上 ・療育手帳Aで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 ※いずれも原則3歳以上の者とする。	障害者または介護者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8

自立生活支援用具	火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 2 級以上 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 2 級以上 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ・療育手帳 A ※いずれも原則 18 歳以上の者とする。	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 2 級以上（原則学齢児以上の者とする。） 	障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害 2 級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯で原則 18 歳以上の者とする。） 	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> ・じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則 3 歳以上の者とする。） 	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー（吸入器）	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者（原則学齢児以上の者とする。） 	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者（原則学齢児以上の者） 	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険における在宅酸素療法を行う者 	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	盲人用体温計（音声式）	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 2 級以上（当該者の世帯が単身世帯及びこれに順ずる世帯である場合に限り、原則学齢児以上の者とする。） 	障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5
	盲人用体重計	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 2 級以上（当該者の世帯が単身世帯及びこれに順ずる世帯である場合に限り、原則 18 歳以上の者とする。） 	障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> ・音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則学齢児以上の者とする。） 	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者 2 級以上又は上肢障害 2 級以上（原則学齢児以上の者とする。） 	画面音声化ソフト・画面拡大ソフト・音声機能付きソフト等のアプリケーションソフトや入力補助装置・入力支援装置等の周辺機器等	100,000	5

情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	・視覚障害 2 級以上で必要と認められる者（原則学齢児以上の者とする。）	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	258,000	6
	点字器	・視覚障害者（原則学齢児以上の者とする。）	点字を打つための用具で、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,700	7
	点字タイプライター	・視覚障害 2 級以上 （本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害 2 級以上（原則学齢児以上の者とする。）	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式による録音並びに当該方法により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害 2 級以上（原則学齢児以上の者とする。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	115,000	6
	視覚障害者用拡大・音声読書器	・視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者 ・視覚障害者であって、本装置により印刷物等の活字文書を理解できるようになるもの ※いずれも原則として学齢児以上の者とする。	画像入力装置により、印刷物等の情報を取り込むことで、画像及び文字をモニターに映し出すことができるもの又は音声で読み上げるもの。	207,900	8
	盲人用時計	・視覚障害 2 級以上（原則 18 歳以上の者とする。）	音声式又は触読式によるもので、障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者とする。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	30,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの	88,900	6
	人工喉頭	・音声機能障害で喉頭摘出者	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	72,200	5
福祉電話	・難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として 2 級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、原則として 18 歳以上の者とする。）	障害者が容易に使用し得るもの	83,300	-	

情報・意思疎通支援用具	ファックス (回線貸与)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、原則として18歳以上の者とする。	障害者が容易に使用し得るもの	7,700	-
	視覚障害者用ワードプロセッサ	・視覚障害者(原則として学齢児以上の者とする。)	編集、校正機能を持ち、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンタとの連動により点字文章の作成ができるもの	118,500	6
	点字図書	・主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書購入価格	-
排せつ管理支援用具	ストマー装具(ストマー用品及び洗腸用具)	・ぼうこう機能障害又は直腸機能障害で、腹部に人工肛門または人工膀胱を造設した者	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物を溜める用具(蓄尿袋、蓄便袋)	蓄便袋 (月額)9,000 ※人工肛門を複数造設している場合、その数を掛けた額 蓄尿袋 (月額)12,000 ※人工膀胱を複数造設している場合、その数を掛けた額	-
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	3歳以上で次のいずれかに該当する者 ・治療による軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形のためストマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	ストマ用具に代えて使うもの	12,000	-
	収尿器	・主に脊髄損傷による排尿障害(特に失禁がある場合)	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	8,800	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	-